

2017(平成29)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

## 商 法

(90分, 総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

### 注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は2枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

〔問題〕

次の文章を読み、下の問（１）および（２）に解答しなさい。なお、（１）および（２）は独立した問題とする。

P株式会社（以下、「P社」という。）は、平成24年4月に設立された、自動車部品の製造・販売を業とする取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。P社の定款には、発行するすべての株式について譲渡制限の定めはなく、発行するすべての株式について議決権制限の定めもない。またP社は東京証券取引所1部に上場している。

Q株式会社（以下、「Q社」という。）は、平成26年8月頃よりP社株式を市場を通じて取得し始め、平成26年10月には、P社の発行済株式総数の約35%を保有するに至った。P社は、金融商品取引法27条の23などによって開示が求められている大量保有報告書を通じてQ社によるP社株式の取得を知った。

そこで、P社には緊急の資金調達必要性はなかったが、P社の発行済株式総数の約1.5倍に相当する新株（以下、「本件新株」という。）を市場価格の95%に相当する金額でR社に発行することを、P社は平成26年10月30日の取締役会において決議した。この新株発行の効力発生日は平成26年12月1日であり、本件新株が発行されると、Q社によるP社株式の保有割合は約15%へと減少することになる。なお、本件新株発行は授權資本枠の範囲内での発行である。平成26年11月10日、P社はQ社を含むP社株主に対して、本件新株の発行について通知した。

（１）平成26年10月20日に、P社はQ社に対してP社株式保有の意図について問い合わせたところ、「Q社としてはP社の経営に参加する意思はない。Q社が保有するP社株式について、P社が望むなら市場価格の4割増しでP社に売却する用意がある。」という旨の回答を得ていた。P社からの本件新株の発行についての通知を受けたQ社が、P社の本件新株の発行を阻止するために、平成26年11月15日の段階でとると考えられる手段について論じなさい。また、Q社の主張は認められるか、判例の立場をふまえて論じなさい。（50点）

（２）平成26年10月20日に、P社はQ社に対してP社株式保有の意図について問い合わせたところ、「Q社としてはP社の経営に<sup>しんし</sup>真摯に参加する。P社はたとえば同業

のS社と業務提携を結ぶなど経営改善の余地があると考えている。」という旨の回答を得ていた。その後、平成26年12月1日にR社による払込がなされ、本件新株は発行された。P社からの本件新株の発行についての通知を受けていたQ社は、P社の本件新株発行の効力を争うために、平成26年12月20日の段階でとると考えられる手段について論じなさい。また、Q社の主張は認められるか、判例の立場をふまえて論じなさい。なお、Q社は(1)で考えられる手段を講じていなかったものとする。(50点)

余白